

研究開発局原子力課 保存期間表

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ） 立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 開催経緯 諮詢 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終報告 建議 提言	20年	移管
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	法制局提出資料 審査録		
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答		
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） 閣議請議書 案件表 配付資料		
		(5)国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）	議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	官報の写し 公布裁可書（御署名原本）		
		(7)解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ） 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	状況調査 ヒアリング 逐条解説 ガイドライン 訓令 通達 告示 運用の手引		
2	条約その他の国際約束の締結又は改廃及びその経緯	締結又は改廃の検討	外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及び二）	交渉開始の契機 想定問答	30年	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
		締結又は改廃	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）	署名本書 調印書	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定	20年	移管
		立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	開催経緯 諮詢 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終報告 建議 提言		
		立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	状況調査 ヒアリング		
		政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		
		(6)官報公示その他 の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		
		(7)解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		
			解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		
4 省令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定	20年	移管
		立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	開催経緯 諮詢 議事概要・議事録 配付資料 中間報告 最終報告 提言		
		立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	状況調査 ヒアリング		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
4	省令の制定又は改廃及びその経緯	(2)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	案 趣旨 要約 新旧対照条文 参照条文 公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由	20年	移管
		(3)制定又は改廃	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	省令案 理由 新旧対照条文 参照条文		
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	官報の写し		
		(5)解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）	状況調査 ヒアリング		
			解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	逐条解説 ガイドライン 訓令 通達 告示 運用の手引		
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	質問主意書法制局提出資料 質問主意書審査録	20年	移管
			閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）	質問主意書答弁案 質問主意書に関する閣議請議書 質問主意書に関する案件表 質問主意書に関する配付資料		
			答弁が記録された文書（四の項ハ）	質問主意書答弁書		
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）	基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 総理大臣指示	10年	移管
			申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）	状況調査 ヒアリング		
			申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）	各省協議 各省質問・意見 各省質問・意見への回答		
			他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）	開催経緯 議事概要・議事録 配付資料		
			申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）	申合せ		
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	行政文書開示請求書・開示決定書・異議申立書	開示決定等がされる日に係る特定日以後5年	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	不要財産届出等 理由 行政文書開示請求書・開示決定書・異議申立書	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 開示決定等がされる日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
12 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(4)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	交付の要件に関する文書(十三の項イ) 交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ) 補助事業等実績報告書(十三の項ハ)	交付規則・交付要綱・実施要領 審査要領・選考基準 募集通知 審査案 交付申請 交付決定 変更交付決定 実績報告書 額の確定 補助金等の繰越関係	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
13 職員の人事に関する事項	(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他職員の研修に関する重要な経緯 人事院規則で文書の保存期間を定める業務	計画を制定又は改廃するための決裁文書(十七の項) 職員の研修の実施状況が記録された文書(十七の項) 人事院規則9-5(給与簿)第3条の出勤簿 人事院規則9-7(俸給等の支給)第13条の超過勤務命令簿 人事院規則9-30(特殊勤務手当)第34条第1項の特殊勤務実績簿 人事院規則9-30(特殊勤務手当)第34条第1項の特殊勤務手当整理簿 人事院規則9-30(特殊勤務手当)第34条第2項の報告の文書等 人事院規則9-93(管理職員特別勤務手当)第4条の管理職員特別勤務実績簿 人事院規則9-93(管理職員特別勤務手当)第4条の管理職員特別勤務手当整理簿 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)第6条第3項の申告の文書等 勤務時間法第6条第3項の割振りの文書等 勤務時間法第13条の2第1項又は第15条第1項の指定の文書等 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第4条第3項又は第4項の割振りの変更の文書等 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第9条第1項の明示の文書等 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第1項の休暇簿 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第16条の3第5項又は第17条第2項の申出の文書等 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第3項の届出の文書等 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第29条第2項の証明書類 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第29条第1項の通知の文書等の写し 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第9条第2項の通知の文書等の写し	文部科学省原子力関係在外研究員選考実施要領、原子力関係在外研究員の募集に関する資料 原子力関係在外研究員の渡航手続き・報告書 出勤簿 超過勤務命令簿 特殊勤務実績簿 特殊勤務手当整理簿 報告 管理職員特別勤務実績簿 管理職員特別勤務手当整理簿 フレックスタイム制の申告簿 フレックスタイム制の割振り簿 代休日指定簿 超勤代休時間指定簿 フレックスタイム制の割振り等の変更に係る申告簿・割振り簿 フレックスタイム制適用職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振り等の明示の文書 休暇簿 超勤代休時間の指定を希望しない旨の申出の文書 代休日の指定を希望しない旨の申出の文書 出産した場合の届出の文書 休暇等の事由を確認するための証明書類 休暇等の承認の決定に係る通知の文書の写し フレックスタイム制の割振り等又は週休日の振替等の通知の文書の写し	3年 作成の日から5年 作成の日から5年3月 作成の日から6年 作成の日から6年 取得の日から3年 作成の日から3年 作成の日から3年 作成の日から3年 取得の日から3年 通知した日から3年 通知した日から1年	廃棄(ただし、閣議等に関わるものは移管)

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ) 立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ) 意見公募手続文書(二十の項イ) 制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ) 官報公示に関する文書(二十の項ハ)	開催経緯 諮詢 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終報告 建議 提言 状況調査 ヒアリング 告示案 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 告示案 官報の写し	10年	廃棄
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ) 制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)	状況調査 ヒアリング 訓令案・通達案 行政文書管理規則案 公印規程案	10年	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十三の項)	機構要求書 定員要求書 定員合理化計画	10年	移管
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項イ) 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項ロ) 制定又は変更のための決裁文書(二十四の項ハ)	外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 開催経緯 諮詢 議事概要・議事録 配付資料 意見 中期目標案 中期計画 年度計画 事業報告書	10年	移管
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ) ②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)	報告 検査 是正措置の要求 是正措置	5年	
		(3)独立行政法人の業務の実績等に関する評価、業務及び組織の見直し、その他文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する業務	独立行政法人評価	基準案、基準の決定 年度評価書、見込評価書、期間実績評価書 見直し内容	10年	
		(4)その他独立行政法人に関する業務	上記以外の独立行政法人に関する文書	一般的な照会、事務連絡行政指導等	5年	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項口）	評価書 評価書要旨	10年	移管
			政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）	政策への反映状況案 通知		
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録	10年	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
		(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	開催経緯 諮詢 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終報告 建議 提言	10年	以下について移管 審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	受付簿	5年	以下について移管 ・移管・廃棄簿
			決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	決裁簿	30年	
			文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に定める廃棄に係る記録	文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に基づき廃棄した行政文書 ファイル等の記録	5年	
			標準文書保存期間基準		次回の更新まで	
24	広報に関する事項	広報に関する立案・実施及びその結果に関する重要な経緯	文部科学省の広報の実施・報告に関する文書	報道発表資料 ホームページ原稿 大臣会見答弁案 官房長官会見答弁案	3年	以下について移管 ・広報資料（文部科学広報、パンフレット等） ・大臣記者会見録
25	国内式典に関する事項	国内式典	文部科学省・国内他機関・団体等主催式典・会議等の実施に関する文書	祝辞・弔辞・幹部挨拶文書 依頼文書 会議資料 外部機関への後援名義申請・回答・副申 招待状・案内状送付	3年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			広報の実施に関する文書	報道発表資料	3年	
					1年	
29	国際交流に関する事項	国際交流に関する立案に関する重要な経緯及び結果	立案の検討に関する会議等、調査研究及び実施結果に関する文書	開催経緯 諮詢 議事概要・議事録 配付資料 中間報告、最終報告、建議、提言 状況調査 ヒアリング 実施結果報告書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの ・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書 ・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
32	予算編成（概算要求）に関する事項	予算編成（概算要求）	予算編成、概算要求に関する文書	予算編成、概算要求に関する資料 担当官説明資料、積算根拠等	5年	廃棄
33	旅費・謝金等に関する事項	旅費・謝金等	旅費・謝金等に関する文書	予算の執行、旅費・謝金等の支出に関する資料 実施原議等	5年	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時 の措置
37	委託事業に関する事項	委託事業	事業の実施及び結果に関する文書	委託契約書 変更承認申請・変更承認 事業実施報告書 委託額確定通知	5年	廃棄
			事業の採択に関する文書 事業の実施及び結果に関する文書	委託事業実施要項 採択に関する委員の委嘱 採択に関する会議の配付資料・議事概要・議事録 募集通知 実施計画書 採択結果通知 委託契約書 変更承認申請・変更承認 事業実施報告書 委託額確定通知	5年	廃棄
38	照会・依頼等に関する事項	照会・依頼等	法令等に基づく外部からの照会に対する回答	炉規法に基づく照会	1年	廃棄
			定型的・日常的な照会に関する文書	定型的・日常的な照会、事務連絡等	1年未満	
			委員等の委嘱や就任依頼、講師の派遣依頼等に対する回答	委嘱に対する回答 就任依頼に対する回答	任期満了日の日に係る特定日から1年	
				派遣依頼に対する回答	1年	
			職員の海外出張に関する文書	パスポート申請、便宜供与等	3年	
	東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プランに関する事項	東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン	廃炉国際共同研究センターに関する文書	通知	5年	移管
			その他加速プランに関する文書	福島廃炉研究推進室設置 大臣賞授与	1年	
			国際協力関係事務に関する文書	拠出表明 依頼	5年 1年	
39	文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書		文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 出版物や公表物を編集した文書 課の所掌業務に関する事実関係の問い合わせへの応答 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	1年未満	廃棄